解体工事の内訳書書式及び数量積算基準

１．解体工事内訳書の構成

① 種目別内訳書
② 科目別内訳書
③ 中科目別内訳書
④ 細目別内訳書

２．種目別内訳書

種目別内訳書は、直接工事費、共通費及び消費税相当額を項目別に区分して計上する。直接工事費は、建物別、工作物等に区分して計上し、共通費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）及び消費税等相当額をそれぞれに区分して計上する。

種目別内訳書（例）

名　称	摘要	数量	金　額	備　　考
（直接工事費）				
Ⅰ．庁舎Ａ解体	構造・規模	１式	Ａ１	
Ⅱ．庁舎Ｂ解体	構造・規模	１式	Ａ２	
Ⅲ．外構解体		１式	Ａ３	
計			Ａ	
（共通費）				
共通仮設費		１式	Ｂ１	
現場管理費		１式	Ｂ２	
一般管理費等		１式	Ｂ３	
計			Ｂ	
合計（工事価格）			Ｃ	Ａ＋Ｂ＝Ｃ
消費税及び地方消費税相当額		１式	Ｄ	
総合計			Ｅ	Ｅ＝Ｃ＋Ｄ

2.1　共通費

長崎県公共建築工事積算基準、長崎県公共建築工事共通費積算基準及び長崎県公共建築工事積算基準等資料によるものとする。

2.1.1　離島調整費

離島調整費は計上しない。ただし、島内にとりこわし機械がない場合、又は仮設材がない場合及びアスベスト含有建材撤去工事などについては、海上運搬費等を直接工事費へ適切に計上する。

2.1.2　共通仮設費

共通仮設費は、長崎県公共建築工事共通費積算基準及び長崎県公共建築工事積算基準等資料による。

a.　共通仮設費率

解体工事は、長崎県公共建築工事共通費積算基準３（５）で定める「その他工事」として取り扱い、共通仮設費は共通仮設費率を１％として算定する。

ただし、アスベスト含有建材処理工事については、「長崎県公共建築工事共通費積算基準による改修建築工事の経費率×直接工事費」とし、また建設副産物処理費用については計上しない。

b.　率に含まれない共通仮設費

共通仮設費率に含まれない共通仮設費は、別途積み上げにより計上する。計上する場合は、設計図書で明記するか、条件明示する。

積み上げが必要な共通仮設費は、長崎県公共建築工事積算基準等資料第３編 第３章　２（１）ロによる。

2.1.3　現場管理費

現場管理費は、長崎県公共建築工事共通費積算基準及び長崎県公共建築工事積算基準等資料による。

解体工事は、長崎県公共建築工事共通費積算基準４（５）で定める「その他工事」として取り扱い、現場管理費は現場管理費率を２％として算定する。

ただし、アスベスト含有建材処理工事については、「長崎県公共建築工事共通費積算基準による改修建築工事の経費率×純工事費」とし、建設副産物処理費用については計上しない。

2.1.4　一般管理費等

一般管理費等は、長崎県公共建築工事共通費積算基準及び長崎県公共建築工事積算基準等資料による。

一般管理費等は、「長崎県公共建築工事共通費積算基準による建築工事の経費率×工事原価」とする。

３．科目別内訳書

科目別内訳書は、工事の種目毎に科目に区分し計上する。なお、科目の構成は、必要に応じ変えることができる。

工種別科目の区分例

科　　　目	標　準　区　分
１．直接仮設工事	外部足場、内部足場、災害防止
２．石綿含有建材撤去工事	石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等の撤去
３．電気設備解体	電気設備等の解体
４．機械設備解体	衛生、空調、昇降設備等の解体
５．内・外装解体	内部造作材、建具、外装材等の解体
６．屋根葺材等解体	屋上防水解体、屋根葺材解体等
７．躯体解体	上屋解体等
８．基礎・杭その他	基礎、場所打ち杭、既製杭等の解体
９．屋外附帯施設解体	構内舗装、外構等、埋設配管等解体
10．埋め戻し、整地	解体完了後の整地、柵設置等
11．建設副産物処理	解体工事に伴い生じる発生材の運搬及び処理

工種別中科目の標準区分

科　　　目	標　準　区　分
１．直接仮設工事	区分無し
２．石綿含有建材撤去工事	仮設工事、ｱｽﾍﾞｽﾄ除去、消耗品費、環境測定費、産業廃棄物処理費、諸雑費に区分
３．電気設備解体	幹線設備、照明設備、弱電設備等に区分
４．機械設備解体	衛生設備、空調設備、昇降機設備に区分
５．内・外装解体	内装材、外装材に区分
６．屋根葺材等解体	区分無し
７．躯体解体	区分無し
８．基礎・杭その他	基礎解体、地業解体等に区分する
９．屋外附帯施設解体	舗装解体、植栽解体、埋設物解体等に区分
10．埋め戻し、整地	区分無し
11．建設副産物処理	区分無し

４．細目別内訳書

細目別内訳書は、各項目を構成する細目について、その諸元、数量、単価及び金額を記載したものである。

4.1　直接仮設工事

直接仮設とは、複数の工事種目に共通して使用する仮設をいう。

4.1.1　積算

直接仮設は、受注者の任意で行われることが前提であることから、そのものの仮設材を計測せずに仮設の設置範囲を数量とする項目と、設計寸法から計測・計算する項目がある。

計測・計算する項目についても、一般的に任意で作成された仮設図面に基づいて計測・計算を行い、その数量は計画数量とする。

なお、足場の形状や範囲、養生方法等を指定する場合は、設計図書で条件明示する。

(1)　外部足場

外部本足場の数量は、足場の中心の水平長さと対象建物の軒高までの面積とする。

ただし、勾配屋根等でアスベスト含有の屋根材等を解体する場合は、飛散防止の措置が必要となる場合があるので別途考慮する。

なお、足場の中心は、作業幅を考慮し、構築物の外壁面から1.0mの位置を標準とする。最上段には安全手摺りを設けるものとし、その数量は足場の水平長さとする。

枠組足場を使用する場合、原則として手摺り先行足場を使用するが、低層の建築物等の解体で、足場上からの作業が無い場合は単管一本足場とすることができる。

(2)　内部解体足場

内部足場の数量は、天井撤去がある部分の床面積とする。また、壁のみ撤去がある場合には、撤去する壁の長さに1.0mを乗じた面積とする。

なお、内部解体足場は高さに応じた足場とし、その数量は足場の区別に応じた対象面積とする。

また、天井撤去がない場合、建築設備（電灯等）の撤去のための足場については、撤去の単価に含むものとする。

(3)　災害防止

防音シートや防音パネルの数量は、必要に応じた掛け面積とする。養生防護柵の数量は必要に応じた掛け長さ(m)とする。

なお、使用する範囲、材料等については、設計図書で条件明示する。騒音・防塵対策についての特記がない場合、建築物解体工事共通仕様書では防音パネルを標準としているので、適切に計上する。

(4)　その他

地下部分の解体については、実状に応じ山留工事費や乗入構台費などを適切に計上する。

4.1.2　内訳書標準書式

直接仮設については、外部足場、内部足場、災害防止、仮設材運搬等に区分し、それぞれを一式計上する。なお、数量については別紙明細で計上する。

細目別内訳（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
1	直接仮設				
	外部足場		1	式	別紙明細-1
	内部解体足場		1	式	別紙明細-2
	災害防止		1	式	別紙明細-3
	仮設材運搬		1	式	別紙明細-4
計					

4.2　石綿含有建材処理工事

石綿含有建材は、その発じん性レベルから、石綿含有吹付け材（封じ込め処理及び囲込み処理等の飛散防止処理が施された石綿含有吹付け材を含む)（レベル１)、石綿を含有している保温材・耐火被覆材・断熱材（レベル２）及び石綿スレート等の成形板（レベル３）に区分され、それぞれ処理工法も異なる。

なお、除去処理工法を行ったものについても、十分に調査の上、残存分がある場合は適切に処理する。

4.2.1　積算

(1)　石綿含有吹付け材（レベル１）処理工事

撤去については、適切な飛散防止措置を講じた上で、部屋別に積算する。

飛散防止措置は、実情に応じて養生費、セキュリティーゾーン設置費、負圧徐じん装置設置費、清掃費、濃度測定費等を計上する。

(2)　石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材（レベル２）処理工事

撤去については、適切な飛散防止措置を講じた上で、部屋別に積算する。

飛散防止措置は、実情に応じて養生費、セキュリティーゾーン設置費、負圧徐じん装置設置費、清掃費、濃度測定費等を計上する。

(3)　石綿含有成形板（レベル３）処理工事

撤去については、散水等の適切な飛散防止措置を講じた上で、部位別、種類別に積算する。解体は手作業を基本とし、実情に応じて養生費、清掃費、呼吸用保護具費等を計上する。

4.2.2　内訳書標準書式

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
2	石綿含有吹付け材撤去				
	（仮設工事）				
	仮設足場	単管棚足場	○	㎡	見積
	ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ設置費		○	か所	見積
	床・壁養生	ﾌﾟﾗｽﾃｨｯｸｼｰﾄ(ｱ)0.15	○	㎡	見積
	（ｱｽﾍﾞｽﾄ除去）				
	粉じん飛散防止処理剤		○	㎡	見積
	ｱｽﾍﾞｽﾄ除去		○	㎡	見積
	（消耗品費）				
	ﾚﾍﾞﾙ１対応防塵ﾏｽｸ		○	個	見積
	保護衣		○	個	見積
	（環境測定費）				
	ｱｽﾍﾞｽﾄ濃度測定	作業前	○	検体	見積
	ｱｽﾍﾞｽﾄ濃度測定	作業中（排出口）	○	検体	見積
	ｱｽﾍﾞｽﾄ濃度測定	作業後	○	検体	見積
	（産業廃棄物処理費）				
	産業廃棄物運搬・処分		○	㎥	見積
	（諸雑費）				
	官公庁提出書類作成費		1	式	別紙明細-1

	現場管理費		1	式	別紙明細-2
計					

4.3　電気設備解体

電気設備については、下記の撤去費及び処分費を計上すること。

なお、数量については、原則として、建築設備数量積算基準（最新版）による。

(1)　器具類（照明器具、スピーカー、火災報知器等）

(2)　機器類（盤類、静止型電源、発電機器、中央監視機器、情報通信機器等）

(3)　配管類（配管、プルボックス）

(4)　電線・ケーブル類

ただし、躯体に埋設されたもの、内外装材に隠蔽されたものについては、撤去費を計上しない。

4.3.1　積算

(1)　器具類（照明器具、スピーカー、火災報知器等）

器具の種別毎に撤去費を計上することとする。

(2)　機器類（盤類、静止型電源、発電機器、中央監視機器、情報通信機器等）

機器の種別毎に撤去費を計上すること。

なお、キュービクル、自家発電機等の特殊な機器の処分費については、見積もりを徴収し、計上すること。

(3)　配管類（配管、プルボックス等）

配管については、種類、サイズ毎に、ボックスについては、材質、サイズ毎に撤去費を計上すること。

(4)　電線・ケーブル類

種類、サイズ毎に撤去費を計上すること。また、産業廃棄物ではなく、有価物として取り扱うこととする。

(5)　蛍光ランプ，HIDランプ

ランプの種類毎に再資源化にかかる費用を計上すること。なお、撤去費については、照明器具の撤去費用に含まれているものとする。

(6)　ＰＣＢ（微量ＰＣＢ）を含む恐れのある機器

設計の段階で判明している機器については、撤去費、分析調査費、（分析の結果、含まれていないと判断された場合の）処分費を計上し、分析の結果、含まれていた場合は、処分を取りやめ、処分費の変更を行うこと。

また、解体施工に係る施工調査の段階で判明した機器については、処分を取りやめ、分析調査を追加し、これに伴う変更を行うこと。

(7)　断熱材

自家発電設備の本体・排気管の断熱材については、処分費のみを計上すること。

4.3.2　内訳書標準書式

内訳明細書（例）

名　称		摘　要	数量	単位	備　考
3	電気設備解体				
	（照明器具）				
	蛍光灯	FL　40W×2/逆富士	5	台	
	ダウンライト	1L　100W	3	台	
	（盤類）				
	分電盤	L-1	2	台	
	中央監視盤		1	面	
計					

4.4　機械設備解体

4.4-1　機械設備（昇降機等を除く）解体

機械設備解体は、機器類と配管類に大別される。機器類には、空調設備機器類と衛生設備機器類があり、配管類には、配管・ダクト類、及び配管付属品・排水金物類、並びに保温等がある。撤去費及び産業廃棄物処分費、または産業廃棄物処分費のいずれかを計上するものについては、種類、箇所数等がわかる図面を作成する。

上記解体に伴い、石綿（アスベスト）含有建材・冷媒フロン・冷媒臭化リチウム・

ハロン消火ガスなどの有害物質の処理のほか、燃料類などの危険物の処理、冷媒アンモニアなどの有毒物質の処理が必要となることがあるため、解体前には十分な調査が必要となる。

なお、浄化槽、及び便槽の汲取りは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により所有者が一般廃棄物処分業者に直接委託しなくてはならないため、汲取り・清掃・消毒は工事外とする。

また、解体工事に伴いインフラ配管(上水道・下水道・ガス・消火など)の撤去及びプラグ止め、または迂回配管などの改修工事が必要となる場合があり、工事の際には十分な事前調査と申請などの手続きが必要である。

積算した産業廃棄物運搬費・処分費は、工種別科目 11. 建設副産物処理に合算計上する。

4.4-1.1　積算

(1)　空調設備機器類

空調機・熱源機・熱交換機・水槽・燃料タンク・自動制御機器類の他、搬送系機器の送風機・ポンプ・換気扇・天井吸込吹出口・フード等の機器類は、撤去費を台数で計上する。処分費については、廃棄物の種類別に計上する。

(2)　衛生設備機器類

衛生器具・水栓類・受水槽・ポンプ・給湯器・燃料タンク・消火栓・厨房機器・ガス器具・浄化槽等の機器類は、撤去費を台数で計上する。処分費については、廃棄物の種類別に計上する。

なお、和風大便器については、和風大便器本体は個別に撤去することが困難なため、躯体と同時に撤去するものとして産業廃棄物処分費のみを計上、撤去費は計上しない。ただし、ロータンク、若しくはフラッシュバルブの撤去費は計上する。

(3)　配管・ダクト類、及び配管付属品・排水金物類、並びに保温等

蒸気・冷温水・冷媒・給水・排水・通気・給湯・消火・ガス等を搬送する配管類と、空気や煙を搬送するダクト類、及びダンパーやバルブ・フレキ類、計器類等の配管付属品と、排水金物類、並びに保温等などがある。

配管・ダクト類の積算の条件は、それらの設置場所により異なる。

大きくは隠蔽箇所と露出箇所に分け、隠蔽箇所は天井・ＰＳ・コンクリート・ＣＢ内等と地中埋設箇所、露出箇所は外壁や屋上の屋外露出箇所、機械室や給水設備改修による露出配管等の屋内露出箇所に分けられる。

ア．天井・ＰＳ・コンクリート・ＣＢ内配管等の隠蔽配管・ダクト類は躯体や内装と同時に撤去するものとし、産業廃棄物処分費のみを計上、撤去費は計上しない。

イ．埋設配管は、躯体基礎撤去時の掘削範囲に敷設してある埋設配管類については、躯体と同時に撤去するものとし、撤去費については計上しないが、産業廃棄物処分費は計上する。その他の埋設部分の撤去費については管径程度の掘削幅と埋設深さによる掘削費を撤去費として計上し、産業廃棄物処分費も計上する。

また、弁桝や汚水桝については、配管と同時に撤去するものとし、産業廃棄物処分費のみを計上、撤去費は計上しない。ただし、汚水桝ＳＣ－４・ＳＣ－５については撤去費及び産業廃棄物処分費を計上する。

ウ．外壁や屋上部分の屋外露出配管・ダクト類は、撤去費及び産業廃棄物処分費を計上する。

エ．機械室や給水設備改修による露出配管等の屋内露出配管・ダクト類についても撤去費及び産業廃棄物処分費を計上する。

オ．バルブ類やフレキ類、計器類等の配管付属品は、配管の一部とし撤去費及び産業廃棄物処分費は計上しない。

カ．排水金物類は、躯体と同時に撤去するものとし撤去費は計上しない。

また、産業廃棄物処分費は配管の一部とし計上しない。

キ．保温類は配管と同時に撤去するものとし、産業廃棄物処分費のみを計上、撤去費は計上しない。

なお、産業廃棄物の種類は、鋼管・ステンレス鋼管・鋳鉄管・銅管・鉛管等を鉄くずとし、塩化ビニル管・ポリエチレン管等は廃プラスチックとする。

また、保温材のポリスチレンフォームは廃プラスチックとし、グラスウール・ロックウールについてはガラス陶器くずとし計上する。

(4)　建築物の解体などに伴う有害物質等の適切な取扱いについて

ア．石綿（アスベスト）含有建材について

「4.2 石綿含有建材撤去工事」を準用する。

なお、機械設備工事で、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建材は、保温材・断熱材や石綿セメント管・耐火二層管である。

保温材・断熱材の建材の種類は、１.けいそう土保温材、２.けい酸カルシウム保温材、３.バーミキュライト保温材、４.パーライト保温材、５.石綿保温材の５種類が該当する。

石綿セメント管は、水道管として 1967 年(昭和 42 年）まで使用されていた。

耐火二層管については排水管として現在も使用されているが、無石綿化年は 1986 年(昭和 61 年）である。

石綿（アスベスト）を含有しているか否かは、建材種類及び建設時期、並びに目視、設計図書等により調査し判断する。判断できないものについてはサンプリング調査を行う。

イ．冷媒フロンについて

冷媒フロンは、空調機及び冷凍・冷蔵庫等に使用されている。業務用についてはフロン回収破壊法により回収破壊処分費を計上する。また、家庭用については家電リサイクル法によるリサイクル料金を計上する。

ウ．冷媒臭化リチウムについて

臭化リチウムは、吸収式冷凍機に吸収溶液として使用されている。産業廃棄物「廃アルカリ」の処分業許可を有する処理施設にて処分する費用を計上する。

エ．ハロン消火ガスについて

ハロン消火設備のハロンガスは、原則設置業者（防災メーカー）が回収しなければならないので、設置業者（防災メーカー）の回収・運搬等の費用を計上する。

なお、ハロン 1301 は再生利用となり、それ以外のハロン 1211・2402 は破壊処理となる。

オ．燃料類などの危険物について

空調設備や給湯設備における燃料タンクは、ガス・オイル等の燃料が残置されていないか確認をする必要がある。

なお、重油系の燃料タンクについては、燃料引抜き後にスラッジが沈

殿しているため、スラッジ処理費、及び中和処理費を計上する。

カ．アンモニア等のフロン以外の冷媒について

　アンモニアは､冷凍機の冷媒として使用されている。アンモニアは自然冷媒ではあるが、吸引すると中毒を引き起こす毒性ガスであり、可燃性ガスでもある。

　アンモニアなどの毒性物質に限らず、フロン以外の冷媒についても回収費や中和処理費などの必要な費用を計上する。

(5)　解体工事に伴うインフラ配管(上水道・下水道・ガス・消火など)の撤去及びプラグ止め、または迂回配管等の改修工事について

　十分な事前調査と申請等の手続きが必要となる。各インフラ配管の撤去及びプラグ止めの施工方法や費用については、各自治体や供給企業により取扱いが異なるので、細部まで確認し費用を計上する。

　なお、都市ガス工事においてのプラグ止め工事や迂回配管等の改修工事の積算は、都市ガス事業者の積算方法及び単価による。ただし、都市ガス事業者による配管切断やプラグ止め以降の配管撤去の積算方法は、「4.4-1.1(3)配管・ダクト類、及び配管付属品・排水金物類、並びに保温等」によるものとし、単価についても都市ガス工事単価を採用しない。

　また、各自治体より貸与を受けた水道メーターの返却については、休止や廃止手続きの種別により加入金の維持や失効等の取扱いが変わるので注意する。

4.4-1.2　内訳書標準書式

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　考
4-1	機械設備解体				
	（衛生器具撤去）				
	洋風便器撤去	再使用しない	5	組	
	洗面器撤去	再使用しない	2	組	
	（給水設備撤去）				
	受水槽撤去（再使用しない）	FRP 製 1.0 ㎥架台共	1	基	
	鋼管類（再使用しない）	ネジ接合　機械室 25A	2	m	
	（排水設備撤去）				
	塩ビ管類（再使用しない）	機械室 100A	3	m	
	（給湯設備撤去）				
	給湯器撤去（再使用しない）	追焚　壁掛　20 号	4	台	
	銅管類（再使用しない）	屋内一般　20A	5	m	
	（消火設備撤去）				
	消火ポンプ撤去（再使用しない）	5.5kW 以下	1	台	
	鋼管類（再使用しない）		6	m	
	（厨房機器撤去）				
	流し台撤去（再使用しない）	2 槽 幅 1501 ㎜以上	1	台	
	（ガス設備撤去）				
	鋼管類（再使用しない）		7	m	
	（空調機器撤去）				
	空冷 HP ｴｱｺﾝ撤去（再使用しない）	室内機ｶｾｯﾄ 6.3kW 以下	1	台	
	空冷 HP ｴｱｺﾝ撤去（再使用しない）	屋外機床置 6.3kW 以下	1	台	
	冷媒回収破壊処理費	冷房能力 6.3ｋW	1	式	
	（換気設備撤去）				
	圧力扇撤去（再使用しない）	400φ	2	台	
計					

4.4-2　昇降機設備解体

エレベーター、エスカレーター等の昇降設備については、撤去、処分費とも機種別、停止階数別等に分類し、一式計上する。

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
4-2	昇降設備				
	昇降機（１号機）	乗用 定員 18 名、1,300kg 停止階 6 階	1	式	別紙明細-1
	昇降機（２号機）	乗用、機械室レス 定員 15 名、1,000kg 停止階 5 階	1	式	別紙明細-2
計					

4.5　内・外装解体

4.5-1　内部造作材解体

内装材は、刊行物単価等を利用し、内部造作解体として床面積単位で積算する。

この場合についても、産業廃棄物処理については、木材、金属くず、石膏ボード、廃プラスチック等に分類し計上する。

刊行物単価には、通常想定される内装材（下地・仕上げとも）及び内外部建具は含まれているが、特殊なユニット（書架、実験台等）は含まれていないので、別途計上する。

また、W造の場合は躯体解体の刊行物単価に含まれているので、計上しない。

4.5-1.1　積算

(1)　内装材解体（木製建具を含む）

内装材解体については、刊行物単価の内部造作解体に含まれている。産業廃棄物処分費については、木材等、種類ごとの容積㎥又は重量で計上する。

(2)　鋼製建具（アルミ建具、鋼製建具、ステンレス建具）解体

鋼製建具解体については、刊行物単価の内部造作解体に含まれている。産業廃棄物処分費については、種類ごとの容積㎥又は重量で計上する。

(3)　床材解体

床材解体については、刊行物単価の内部造作解体に含まれている。産業廃棄物処分費については、種類ごとの容積㎥又は重量で計上する。

(4)　壁材解体（ボード、下地、ＡＬＣパネル）

壁材解体については、刊行物単価の内部造作解体に含まれている。産業廃棄物処分費については、種類ごとの容積㎥又は重量で計上する。

ただし、石綿含有成形板を撤去する場合は刊行物単価に含まれていないので、別途計上する。

(5)　天井解体（ボード、下地）

天井解体については、刊行物単価の内部造作解体に含まれている。産業廃棄物処分費については、種類ごとの容積㎥又は重量で計上する。

ただし、石綿含有成形板を撤去する場合は刊行物単価に含まれていないので、別途計上する。

4.5-1.2　内訳書標準書式

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
5-1	内装材解体				
	教室棟		300	㎡	刊行物○号P○
	書架解体		20	㎡	見積
	実験台解体		6	箇所	見積
計					

4.5-2　外装材解体

外装材解体については、Ｗ造、Ｓ造の場合は刊行物単価の上屋解体に含まれているので計上しない。

また、ＲＣ造等でタイル及びモルタル類の仕上材については躯体と一緒に解体するので解体費を計上しないが、カーテンウォール等、躯体と別途解体するものがある場合は、別途計上する。

産業廃棄物処理費は、想定数量を計測し計上する。

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
5-2	外装材解体 ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ解体		200	㎡	見積
計					

4.6　屋根葺材等解体

屋根葺材等には、通常の屋根材の他、屋上防水について適用する。

なお、スレート板等のアスベスト含有屋根材については、4.2 石綿含有建材撤去工事を準用する。

4.6.1　積算

(1)　屋上防水解体

屋上防水解体については、防水の種別、部位ごとに積算する。ただし、躯体と分別して解体することが困難な場合は、躯体の解体に含まれるものとし別途計上しない。

ただし、産業廃棄物処分費については、防水材の種別に応じ適切に計上する。

(2)　屋根材解体

屋根材解体については、W造、S造の場合は刊行物単価の上屋解体に含まれているので計上しない。産業廃棄物処分費については、屋根材の種別に応じ適切に計上する。

4.6.2　内訳書標準書式

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
6	屋根葺材等解体 （屋上防水） 防水解体	合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水 t=2.0 接着工法	200	㎡	県単価
計					

4.7　躯体解体

躯体解体は構造種別により解体方法が異なるので、構造種別ごとに積算し計上する。
産業廃棄物処分費については、建築数量積算基準による数量を計上する。

4.7.1　積算

(1)　ＲＣ造、ＳＲＣ造躯体解体

躯体解体については、構造部材と非構造部材（土間）に分けて積算し、原則刊行物単価を使用する。

解体数量は、躯体体積㎥で計上する。

また、鉄筋は原則産業廃棄物ではなく、有価物として取り扱うこととする。

(2)　Ｓ造躯体解体

躯体解体については、非構造部材も含め使用鋼材量に応じ延床面積単位で積算し、原則刊行物単価を使用する。

なお、刊行物単価には屋根及び外壁の撤去費は含まれているので、計上しない。

また、鉄骨は原則産業廃棄物ではなく、有価物として取り扱うこととする。

(3)　W造上屋解体

上屋解体については、延床面積単位で積算し、原則刊行物単価を使用する。

なお、刊行物単価には屋根、外壁及び内部造作材の撤去費は含まれているので、計上しない。

(4)　基礎解体

基礎解体については、基礎体積㎥で積算し、原則刊行物単価を使用する。

ただし、W造の場合は１階床面積で積算する。

なお、基礎部分については、原則実数量に応じ設計変更を行う。この場合、小割する前に数量の計測を行い、監督員の確認を受けるものとする。

(5)　地業解体

割石地業、砂利地業は解体しない。ただし、最大粒度が40㎜を超える場合は全て撤去する。

ﾗｯﾌﾟﾙｺﾝｸﾘｰﾄについては、基礎体積㎥で積算する。

なお、ﾗｯﾌﾟﾙｺﾝｸﾘｰﾄについては、原則実数量に応じ設計変更を行う。この場合、小割する前に数量の計測を行い、監督員の確認を受けるものとする。

4.7.2　内訳書標準書式

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
7	ＲＣ造躯体解体				
	躯体解体	鉄筋分別・発生ｶﾞﾗ積込み共	200	㎥	刊行物○号 P○
	ｺﾝｸﾘｰﾄ土間解体	鉄筋分別・発生ｶﾞﾗ積込み共	100	㎡	刊行物○号 P○
	基礎解体	鉄筋分別・発生ｶﾞﾗ積込み共	45.5	㎥	刊行物○号 P○
計					

4.8　杭解体

杭解体は杭種別及び解体方法ごとに積算し計上する。

4.8.1　積算

杭解体は、解体工法の実情に応じ、施工費及び機械器具損料等を１式計上する。

なお、杭については、原則実数量に応じ設計変更を行う。この場合、事前に数量の計測を行い、監督員の確認を受けるものとする。

4.8.2　内訳書標準書式

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
8	杭解体				
	PHC 杭解体	破砕工法 PHC　Φ300 L=10m	1	式	別紙明細
計					

4.9　屋外付帯施設の解体

屋外付帯施設の解体は、分別解体とし、解体範囲は図示による。

4.9.1　積算

(1)　構内舗装等

構内舗装の解体については、舗装面のみの解体とし路盤は解体しない。この場合、舗装の種別ごとに舗装面積単位で積算する。

(2)　樹木等

樹木について、高木は１本ごとに、また中低木等については植樹面積単位で積算する。これによりがたい場合は、一式計上することができる。

なお、移植については、１本ごとに積算する。

(3)　地下埋設物等

地下埋設物及び埋設配管は、種類ごとに積算する。

4.9.2　内訳書標準書式

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
9	屋外付帯施設解体				
	ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ解体	ｱ 50 発生ｶﾞﾗ積込み共	200	㎡	県単価
	植栽解体	ﾋﾗﾄﾞﾂﾂｼﾞ　10 本／㎡	20	㎡	見積
	記念樹移植	けやき H=10m	1	本	見積
	屋外配水管	VU200A	50	m	代価表
計					

4.10　埋戻し整地等

埋戻し整地等は、周囲に対する影響（土砂等の流失）、土地の管理形態及び解体後の土地利用等を勘案し、適切に行う。

4.10.1　積算

(1)　埋戻し、整地

埋戻し土は、山砂類を基本とし、埋戻し体積㎥で計上する。

また、周囲の状況に応じ、土砂の流失防止の方策を適切に計上する。

(2)　フェンス等

周囲の状況及び解体後の土地の管理形態に応じ計上する。

4.10.2　内訳書標準書式

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
10	埋戻し整地等				
	埋戻し	山砂類	20	m³	県単価
	砕石敷き	再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	5	m³	県単価
	有刺鉄線柵	4 条張り　H=1.2m	100	m	刊行物○号 P○
計					

4.11　建設副産物処理

建設物副産物は、種類ごとに産業廃棄物として適切に処理する。

ただし、スクラップを売却する事によって得られる額が工事価格（スクラップ控除費を含まない価格）の概ね 20%を超える場合は計上せず、スクラップ売却業者と別途契約を行う。（平成 20 年５月 30 日付け 20 建企第 169 号による。）

なお、建設副産物処理施設は、運搬費と処分費の合計が最安値の処分場を選択し計上する。

4.11.1　積算

(1)　建設副産物積込

一部の刊行物の解体単価には建設副産物の積込費用を含んでいないので、この解体単価を使用する場合は、適切に計上する。

(2)　建設副産物運搬

現場及び接続道路の状況により、適切な運搬車を選択し計上する。

なお、中間処分場を変更した場合でも、設計変更は行わない。

(3)　建設副産物処理費

中間処分場の処理費用を、適切に計上する。

なお、中間処分場を変更した場合でも、設計変更は行わない。

4.11.2　内訳書標準書式

内訳明細書（例）

名　　称		摘　　要	数量	単位	備　　考
11	建設副産物処理				
	ｺﾝｸﾘｰﾄ類積込	ﾊﾞｯｸﾎｰ0.8 ㎥	100	㎥	県単価
	ｺﾝｸﾘｰﾄ類運搬	10t 車　20km 以内	100	㎥	県単価
	ｺﾝｸﾘｰﾄ処分費	○○処分場	235	t	県基本単価
計					

付則　この基準は平成２７年　４月１日以降に起工する工事に適用する。

　　　この基準は平成２９年　７月１日以降に起工する工事に適用する。